

特定非営利活動法人 學習開発研究所

運営委員会規程

(目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人学習開発研究所(以下「本研究所」という。)定款第18条第2項で規定された運営委員会の運営に関して、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 定款第18条の規定に基づき、本研究所に運営委員会を設置する。

(運営委員会の構成)

第3条 運営委員会は定款第18条第3項で規定された運営委員と、本研究所理事によって構成する。運営委員と理事を運営委員会メンバーと呼ぶ。

第4条 監事は、必要に応じ運営委員会に出席し、意見を述べることができる。

(運営委員の任期)

第5条 運営委員の任期は定款第18条第4項の規定により2年とする。ただし、再任は妨げない。

(運営委員の数)

第6条 運営委員の総数は、定款第18条の規定により20名以内とする。

(運営委員会の権能)

第7条 理事会は次の事項について運営委員会に委嘱する。

- (1)事業計画に定められた事業の立案
- (2)事業計画に定められた事業の運営・実施

(運営委員長および運営副委員長)

第8条 運営委員長は、理事の中から理事会において指名され、運営委員会の承認を得て就任する。

第9条 運営副委員長は、2名を上限として、運営委員の中から理事会において指名され、運営委員会の承認を得て就任する。

第10条 運営委員長が職務を遂行できないときは、あらかじめ定められた順番にしたがって運営副委員長がその職務を代行する。

第11条 運営委員長ならびに副委員長の罷免については、理事会において決定する。

(運営委員会の開催と議決)

第12条 運営委員会の開催方法は次のいずれかとする。

- (1)運営委員長が必要と認めたとき、または運営委員会メンバーの3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面、電子メールもしくはファクスをもって招集の請求があったときに、会議を開催する。会議の議長は、運営委員長が務める。
- (2)会議は運営委員会メンバーおよび監事を招集して開催する場合と、運営委員会メンバーと監事宛の電子メールによる協議ならびに議決による場合とがある。運営委員長は、どちらかの方法で会議を開催する。

第13条 運営委員会を招集による方法で開催する場合、運営委員会メンバーの2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、書面等をもって他の出席者に委任した者については、これを出席者とみなす。

2 運営委員会の議事は出席者数の過半数をもって決し、可否同数のときは運営委員長が決する。

第14条 運営委員会を電子メールによる方法で開催する場合、議決は以下の方法による。

運営委員長は投票期間および議事を明示したうえで電子メールによる投票開始宣言を行ない、運営委員会メンバーの過半数の賛成をもって決する。運営委員長の票を加えても投票期間中に過半数に達しない議事は廃案となる。投票期間は1週間以上3カ月以内とする。

第15条 運営委員会を招集による方法で開催する場合、運営委員長は運営委員会の開催を、運営委員会メンバー及び監事に3日前までに通知しなければならない。

(部会)

第16条 運営委員会は、部会を設けることができる。

(規定の改定)

第17条 規定の改定は運営委員会の構成メンバーが起案し、運営委員会の議決を経て改訂することができる。

附則

1 この規程は、2004年5月16日に制定され、2004年4月21日から施行する。